

2015.1.26 日経

# 自営業後継者に税優遇

## 政府検討 資産相続の負担軽減

政府は小売業、宿泊業、畜産業といった自営業者の事業承継（3面きょう）の支援するため、相続税の優遇措置を拡大する。土地だけでなく、建物、機械、車など設備の評価を通常よりも減額することや、納税時期を繰り延べることなどを検討する。今年1月の相続増税が事業承継の障害に拡大する。土地だけでなく、建物、機械、車など設備の評価を通常よりも減額することや、納税時期を繰り延べることなどを検討する。今年1月の相続増税が事業承継の障害に拡大する。

政府は小売業、宿泊業、畜産業といった自営業者の事業承継（3面きょう）の支援のため、相続税の優遇措置を拡大する。土地だけでなく、建物、機械、車など設備の評価を通常よりも減額することや、納税時期を繰り延べることなどを検討する。今年1月の相続増税が事業承継の障害に拡大する。

政府は小売業、宿泊業、畜産業といった自営業者の事業承継（3面きょう）の支援のため、相続税の優遇措置を拡大する。土地だけでなく、建物、機械、車など設備の評価を通常よりも減額することや、納税時期を繰り延べることなどを検討する。今年1月の相続増税が事業承継の障害に拡大する。

後継者が事業を引き継ぐ際にかかる相続税の負担が一因ともいわれる。現在も、相続する事業用土地の評価額は、路線価をもとにした一般の評価基準よりも8割減額する特例がある。今回、さらに、建物や設備の評価額を一定額減額することを検討。事業が軌道に乗るまで猶予する案もある。

相続税は1月から基礎控除と呼ばれる非課税の枠が4割減った。法定相続人が2人の場合で、700万円まで認められた基礎控除は1月から4200万円に減額され、相続財産が4200万円を超えた部分に相続税がかかるようになった。

相続財産が基礎控除の範囲内であれば、課税対象にならない。だが、非課税枠が減るため、対象者は全国で4%から6%と1.5倍に増えるとの

試算がある。自営業者が減額すれば、相続財産など税負担の軽減効果建物や機械などの評価額が基礎控除の枠内に収まらなくなる。

# 景気「変わらず」60%

## 内閣支持、横ばい51%

本社  
世論調査

日本経済新聞社とテレビ東京が23~25日に実施した世論調査で、安倍政権の経済政策「アベノミクス」による景気への影響について「変わらない」が60%で最も多かった。「よくなった」は15%、「悪くなった」が21%だった。内閣支持率は51%